

京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年12月28日

京都市長 榎本 頼 兼

京都市規則第61号

京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

第1条 京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則の一部を次のように改正する。

第13条第2項及び第20条第2項第2号中「午後5時」を「午後5時15分」に改める。

第21条第1項第2号中「第5条第2項」を「第4条第2項」に改め、同条第3項第1号中「8時間」を「7時間45分」に改め、同項第2号中「4時間」を「3時間45分」に改め、同条第4項第1号ア中「4時間」を「3時間45分」に改め、同号イ中「4時間以上8時間」を「3時間45分以上7時間45分」に改め、同号ウ中「8時間以上12時間」を「7時間45分以上11時間30分」に改め、同号エ中「12時間」を「11時間30分」に改め、同項第2号ア中「4時間」を「3時間45分」に改め、同号イ中「4時間以上8時間」を「3時間45分以上7時間45分」に改め、同号ウ中「8時間」を「7時間45分」に改め、同項第3号ア中「4時間」を「3時間45分」に改め、同号イ中「4時間以上8時間」を「3時間45分以上7時間45分」に改め、同号ウ中「8時間」を「7時間45分」に改める。

第2条 京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則の一部を次のように改正する。

第21条第1項第2号を削り、同項第3号中「休日」の右に「(1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までをいう。以下同じ。)」を加え、同号を同項第2号とし、同条第3項を削り、同条第4項各号列記以外の部分中「第1項第3号」を「第1項第2号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「第1

項第3号」を「第1項第2号」に改め、同項を同条第4項とする。

第25条第1項及び第2項本文中「第21条第1項第3号」を「第21条第1項第2号」に改める。

附 則

この規則中第1条の規定は平成20年1月1日から、第2条の規定は平成21年4月1日から施行する。

(消防局総務部人事課)